

**令和5年度木曾岬干拓地（南エリア）における
都市的土地利用の方向性に関する調査業務
委託仕様書**

1 業務の名称

令和5年度木曾岬干拓地（南エリア）における都市的土地利用の方向性に関する調査業務

2 業務の目的

木曾岬干拓地の土地活用については、地理的な優位性など利点も多いが、一方では、農業的利用を目的としてつくられた干拓地であるため、軟弱地盤等の特徴がある。

本業務は、木曾岬干拓地のうち伊勢湾岸自動車以南の「保全区」を除くエリア（三重県内約180ha。以下「南エリア」という。）の今後の都市的土地利用（※）の方向性の決定に向け、令和4年度の幅広い土地利用分野（用途）の可能性に関する調査結果を踏まえ、より可能性のある土地利用分野（用途）の企業を対象に、南エリアにおける都市的土地利用の方向性を決定するために必要な具体的調査を行う。合わせて、都市的土地利用が可能となるまでの期間に導入できる暫定利用方法を検討する。

※都市的土地利用：ここでは、当初の農業干拓地利用にとどまらず、幅広い土地利用を示す用語として使用。

3 実施期間

契約の日から令和6年3月25日（月）

4 業務の内容

(1) 立地動向の分析と把握

過去に立地場所（注：木曾岬干拓地に限らず）の選定・検討を行った、若しくは今後検討を行うことが想定される設備投資意欲の高い民間事業者などを対象に、その利用用途や立地場所を検討するにあたりその着手時期・期間及びその他立地決定に必要な条件等の把握を行う。

なお、把握にあたっては、令和4年度の調査で土地利用の可能性が高いとした下記（*）の土地利用分野（「用途」）について、民間事業者に対するアンケート調査や民間事業者と業界関係者へのヒアリング等を実施する。

*10の土地利用分野

ア．産業系

①物流・ロジスティック分野 ②製造分野 ③環境・エネルギー分野（再生可能エネルギー、グリーン水素、バイオジェット燃料）④農業等分野（スマート農業、陸上養殖）⑤次世代モビリティ分野 注）（ ）書きを含むと計8分野

イ．商業・交流系

①商業分野 ②観光・リゾート・レクリエーション分野

(2) 木曾岬干拓地への進出（事業化）条件の整理及びゾーニングの検討

現在の南エリアの土地は4つの区分（*）で土地利用が設定されているが、

上記（１）で分析把握した立地動向を基に、保全区を除く３つの区分に対して、進出（事業化）条件を整理する。具体的には、土地利用分野（用途）別に、需要が期待される時期、必要規模（面積）、必要な基盤整備、他の土地利用分野（用途）との相乗効果、地域貢献度、その他必要な項目について条件整理し、都市的土地利用の方向性決定にむけたゾーニングを検討する。

＊ 新エネルギーランド、建設発生土ストックヤード（第２期）、農業体験広場及び保全区域の４つの土地利用をいう。

- （３）都市的土地利用が可能となるまでの期間に導入できる暫定利用方法及び公共利用用途の可能性把握

現況のままでの土地利用が可能な条件を整理し、その条件で事業化が可能な土地利用分野（用途）を把握し、将来都市的土地利用が可能となるまでの暫定利用を行う方法を整理するとともに事業手法（直営、PFI等）や利用エリアを提示する。また、行政による公共利用用途（暫定利用も可）の可能性も併せて調査把握する。

なお、上記（１）の民間事業者へのアンケート調査の際に、暫定利用や公共利用用途の意向確認やアイデアについての調査を行ってもよい。

5 委託業務の実施条件

- （１）本業務における責任者（統括責任者）を配置するとともに、想定される業務・分野ごとに、知見を有する者を各分野担当主任技術者として配置すること。なお、統括責任者と各分野担当主任技術者の兼務、複数の各分野担当主任技術者の兼務は妨げない。
- （２）本業務を適正かつ円滑に実施するため、統括責任者、各分野担当主任技術者及び担当者と監督員は、契約期間中、確実に連絡（電話、Eメールなど）をとれるようにし、業務の方針、条件等の疑義を正し、完成度の高い調査が完遂できるよう誠実に対応すること。
- （３）契約締結後速やかに着手届（様式自由）及び統括責任者等選任通知書（様式自由）を提出のうえ、14日以内に業務を開始しなければならない。
- （４）業務の開始にあたり、業務方針（目的）、作業方法及び作業工程等をまとめた計画案（業務工程表）を作成のうえ、監督員（水資源・地域プロジェクト課担当者を任命予定）と協議し、全体工程を計画すること。
- （５）業務を円滑に進めるため、原則一か月に1回程度は業務打合せ等を行う。また、監督員の求めに応じて、その都度調査分析状況等を口頭、書面により説明及び報告するものとするとともに、随時に打ち合わせ、各種アドバイス等ができる体制とすること。
- （６）民間事業者等に対するヒアリング等調査は受託者において進めるが、本調査業務の参考になると監督員が判断した場合には、必要に応じて調査に同席できるものとする。
- （７）中間報告を行うものとする。中間報告に用いる資料は、別表「成果品提出一覧」に準じるものとするほか、次年度県予算要求基礎資料（業務の進捗に応じ決定）。報告時期は概ね12月上旬を想定している。
- （８）報告、打合せ等に際しては、その都度、統括責任者等が書面（打ち合わせ記録

簿)に記録し、監督員の求めに応じ提出すること。報告・打合せ場所は原則として県が指定する場所とする。

- (9) 本委託事業における実施内容は、仕様及び提案内容をふまえ、県と協議のうえ決定をする。
- (10) 契約書及び仕様書に定めのない事項であっても本業務を行うにあたり必須と想定される事項については、できる限り目的を達成するため遂行すること。
- (11) 業務完了時に完了検査を行う。検査日時、場所は、完了通知書(様式自由)、成果品一式(別表参照)が提出された後に検査員が決定する。請求書は完了検査に合格した後提出すること。

完了検査において成果品に不備な点や瑕疵が発見された場合は、速やかに受託者の負担において指定期日までに成果品を修正し、委託者による再検査を受けなければならない。また、検査終了後においても、成果品に不備な点が発見された場合は、受託者は同様の処置をしなければならない。
- (12) 契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県との協議により決定する。
- (13) 事業に関心のない者に対して、金銭等を支給し集客及び動員を行うことを認めない。そうしたことが判明した場合、契約を解除する。
- (14) 災害や感染症の大規模な流行等により委託業務の実施が著しく困難となった際には、両者協議の上、契約の主旨を損なわない範囲でその実施方法等を変更することがある。

成果品提出一覧

| 名 称 | 提出 部数 | 備 考 |
|------------------------|----------|-----------------|
| (1) 最終結果報告書 | 3 | 簡易製本、カラー |
| (2) 最終結果報告書（概要版） | 3 | カラー |
| (3) 作業週報又は作業月報 | 3 | |
| (4) 各検討基礎資料、関係データ、分析結果 | 3 | |
| (5) 打ち合わせ、会議等記録簿 | 3 | 都度提出、および最終まとめ提出 |

※電子データでの提出も行うこと（データ量に応じた適切な媒体に保存して提出）。

※上表の成果品は、原則としてA版（縦型、横書き、左綴じ）、表紙及び目次をつけて整理し、提出すること。

※仕様書中に記載した手続き上の書類などは含まない。

※成果品の所有権、著作権等の権利については、全て三重県に帰属するものとし、受託者の許可なく自由に公表することができる。また、受託者は、委託者の許可なく、他に公表、貸与又は使用等をしてはならない。